

オレンジリボンキャンペーン

☆みんなで守ろう！子どもの笑顔☆

11月は児童虐待防止推進月間です



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待という言葉がニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に思えるかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっています。児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は増加の一途をたどっており、市への虐待相談も年々増加しています。

児童の生命と安全の確保を最優先にすることを基本に、虐待の防止と早期発見・早期対応により、深刻化の防止に取り組んでいます。

市のPR活動

今年度は、児童虐待防止講演会として、8月21日にとちぎユースアフターケア事業協同組合 事務局長の田村隆氏に「子ども虐待の防止とその後のアフターケアについて～おせっかいは、子どもを救う～」についてご講演いただき、79名の市民の方の参加がありました。

11月は、オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止推進月間）として、天平の芋煮会、しもつけふくしフェスタのイベント会場で、啓発グッズの配布を行います。また、庁舎にのぼり旗を設置し、全職員がオレンジリボンを着用し啓発に努めます。

児童虐待とは

○身体的虐待 殴る蹴る、やけどを負わせる、溺れさせるなど

○性的虐待 子どもへの性的虐待、性的行為を見せるなど

○ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど

○心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など



虐待に気づくきっかけ

○子どもの場合

- ・家に帰りがたらない
- ・衣服や家が極端に不衛生
- ・頻繁に傷やアザができる
- ・服に隠れている場所や顔に傷やアザがある
- ・子どもだけで長時間過ごしている

○親の場合

- ・「子どもを甘やかすのはよくない」と強調する
- ・親の怒鳴り声、叱りつける声などが聞こえる
- ・親族や地域と交流がない
- ・家庭内で夫や恋人からの暴力（DV）がある

相談から支援へ

虐待の疑いがある子どもを発見した方からの通告や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などからも相談を受け付けています。通告や相談から家庭への支援が始まります。

通告する！は国民の義務です

虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。確信がなくても「もしかして」や「～な気がする」のみでもご連絡ください。さらに児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体（学校・児童福祉施設・病院等）には、より積極的な児童虐待の早期発見及び通告義務があります。

通告者が誰であることを教えることはありません。

ご近所の方やお隣の方など特定されるかもしれない内容は伝えません。通告は匿名でもかまいません。

通告後、子どもと親はどうなるの？

家庭相談員や保健師等が責任をもって調査・対応します。親を責めるのではなく、子育ての支援が始まります。通告や市の調査によって、虐待の悪化がないように慎重に調査をして対応します。個人情報保護により、通告した方の情報や、その家庭の情報は守られます。

しつけと虐待は違います！

叩いて叱る、怒鳴る、家の中に入れない、罰として食事を与えないなどは、子どもの心身に痛みを与える有害な行為であり、しつけではありません。虐待になる可能性があります。

地域との連携

家庭相談員や保健師が市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めています。

相談内容によっては民生委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所、警察、健康増進課などの関係機関で構成する「下野市要保護児童対策地域協議会」と連携し情報を共有しながら対応しています。

虐待に関する電話相談

- ・こども福祉課
☎(32)8903
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
☎189（お住まいの地域の児童相談所につながります）
- ・児童虐待緊急ダイヤル
☎028(686)3005
月～金曜日 午後5時15分～午前8時30分（土・日・祝日、年末年始）24時間